

飯山城址公園交流展示館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、飯山城址公園交流展示館条例（令和4年飯山市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 飯山城址公園交流展示館（以下「交流展示館」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、交流展示館内の厨房施設（以下「厨房施設」という。）を使用する者がいない場合は、午前8時30分から午後4時30分までとする。

2 市長が特に必要があると認めるときは、当該開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(使用許可の申請)

第3条 条例第9条第1項の規定により厨房施設の使用の許可を受けようとする者は、飯山城址公園交流展示館（厨房施設）使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(使用期間)

第4条 厨房施設の使用期間は、同一利用につき引き続き1月を超えることができない。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(使用許可書の交付)

第5条 市長は、厨房施設の使用を許可するにあたっては、使用しようとする者（以下「使用者」という。）に対し、使用の目的、期間その他管理上必要な条件を付し、飯山城址公園交流展示館（厨房施設）使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用許可の変更等)

第6条 使用者は、厨房施設の施設又は備品の使用を取り消し、中止し又は変更するとき、直ちに市長に届け出なければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第13条の規定による使用料の減免については、別表のとおりとする。

2 前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、飯山城址公園交流展示館（厨房施設）使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第14条ただし書きの規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 災害その他使用者の責に帰さない理由で使用できなくなった場合 使用料の全額

(2) 使用日の7日前の日までに辞退の申し出があった場合 使用料の100分の20に相当する額

(3) 前2号のほか、市長が特に必要があると認める場合 必要と認める額
(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(別表) (第7条関係)

施設(備品)、冷暖房使用料の減免率

区 分	施設(備品) 使用料	冷暖房使用料
①国、長野県、市(教育委員会を含む。 以下同じ。)又は市が構成員である団 体を使用するとき	100 分の 100	100 分の 100
②市が共催するとき	100 分の 100	100 分の 100
③市内の幼稚園、保育園、小中学校又は 高等学校等が学習のために使用する とき	100 分の 100	100 分の 100
④市内の社会福祉に関する団体が福祉 事業(別に給付を受ける事業又は収益 を得る事業の場合を除く。)のために 使用するとき	100 分の 100	100 分の 100
⑤上記③及び④に区分される市外の使 用者、団体が使用するとき	100 分の 50	—
その他市長が必要と認めたとき	市長が定める率	